

〔鹽尻四十三〕一信長諸國の驛路を廣くし、横五六間に造り、左右へ柳櫻を植しむ、時に田畠の費多し、時の人落書に、

世は地獄道は極樂人は鬼身は濁酒亥ばかりとらる、

按、此時一里塚も出來歟、

〔嚴有院殿御實紀九〕明暦元年二月廿六日、この八月朝鮮國信使來聘するにより、品川芝浦海濱の道路を修治せしめらるゝとて、御側久世大和守廣之監視にまかる、こは先年波濤のために崩れたるゆへなり、

〔續日本紀六元明〕和銅七年閏二月戊午朔、賜美濃守從四位下笠朝臣麻呂封七十戸、田六町、少掾正七位下門部連御立、大目從八位上山口忌寸兄人各進位階、并從六位上伊福部君荒當賜田二町、以通吉蘇路也、

〔令集解考課十二〕古記云、殊功、謂笠大夫作伎蘇道增封戸、須芳郡主帳作須芳山嶺道授正八位之類也、

○按ズルニ、笠大夫ハ笠朝臣麻呂ノ事ニシテ、須芳郡ハ今ノ信濃國諏訪郡ナルベシ、

〔續日本紀三十八〕延暦三年十月戊子、越後國言、蒲原郡人三宅連笠雄麻呂、蓄稻十萬束積而能施、寒者與衣、飢者與食、兼以修造道橋、濟利艱險、積行經年、誠令舉用、授從八位上、

〔類聚國史政理八十三〕天長九年六月己丑、越前國正稅三百束、給作彼國荒道山道人坂井郡秦乙麻呂、量差人夫修理、非當司能辨者申請也、辨者具也、治也、
〔令義解營繕六〕凡津橋道路、每年起九月半當界修理、十月使訖、其要路陥壞停水、交廢行旅者、不拘時月、

〔類聚三代格十六〕太政官符

應令在宮外諸司諸家掃清當路事